

河南町立中村こども園（１号認定） 入園にあたっての案内

- 諸費（行事費、教材費等）は、当該月分を翌月の 15 日（土、日、祝日はその翌営業日）に口座振替にて納付していただきます。
（例：4 月利用分の保育料は、5 月 15 日に口座振替となります）
- 正当な理由なく諸費等の納入を怠った場合は、督促の上、滞納処分となることがあります。
- 令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化により、3 歳児から 5 歳児までの保育料が無償となっています。（教材費、行事費、預かり保育料などは、無償の対象外です）
- 保育料の無償化に伴う主食費・副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。令和 7 年 4 月からの給食費完全無償化事業により、給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。また、これら助成についての申請は必要ありません。

河南町 こども 1 ばん課 ☎0721-93-2500（内線 162）